

固定資産の減損に係る（国）独立行政法人会計基準の概要

1. 独立行政法人の減損会計基準の目的

- ・ 貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額
- ・ 独立行政法人の業務運営状況を明らかにする
- ・ 独立行政法人の固定資産の有効利用を促進

2. 減損の定義

- ・ 固定資産に期待されるサービス提供能力が著しく減少し、将来にわたりその回復が見込めない状態
- ・ 固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態

3. 減損の兆候

- (1) サービス提供能力が著しく減少している可能性を示す事象
 - ① 固定資産が使用されている業務の実績の著しい低下
 - ② 固定資産の使用可能性を著しく低下させる変化
 - ③ 業務運営環境の著しい悪化
- (2) 市場価格の著しい（50%以上）下落
- (3) 固定資産の全部又は一部を使用しないという決定を行ったこと

4. 減損の認識の判定

- ・ 3. (1)に該当する場合・・・固定資産の使用が想定されているか
- ・ 3. (2)に該当する場合・・・市場価格の回復の見込みが認められるか
- ・ 3. (3)に該当する場合・・・判定を要せず減損を認識

5. 減損額の測定

- ・ 固定資産の帳簿価額を、正味売却価額又は減価償却後再調達価額のいずれか高い額まで減額

(注) 正味売却価額：固定資産の時価－処分費用見込額

減価償却後再調達価額：固定資産について使用が想定されている部分が提供するサービスと同じサービスを提供できる資産を現在取得するとした場合の価額－減価償却累計額

6. 減損額の会計処理

減損の発生原因	会計処理
・ 独立行政法人が中期計画等で想定された業務運営を行わなかったことによって減損が生じた場合	減損損失として損益計算書において費用計上
・ 独立行政法人が中期計画等で想定された業務運営を行ったにもかかわらず減損が生じた場合	費用計上せず (損益外処理)

(注) 独立行政法人が中期計画等で想定された業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政サービス実施コスト計算書に表示。

7. 注記

(1) 減損を認識した場合の主な注記事項

- ・ 減損を認識した固定資産の概要、減損の認識に至った経緯
- ・ 減損額の算定方法の概要

(2) 減損の兆候が認められるが、減損を認識するには至らなかった場合の主な記載事項

- ・ 減損の兆候が認められた固定資産の概要、減損の兆候の概要
- ・ 固定資産の使用が想定されているとの根拠又は市場価格の回復の見込みが認められるとの根拠

8. 独立採算型等の会計処理

- ・ 企業会計における減損会計基準等を適用することが適切であると認められる場合には、主務省令等においてその旨の定めを行うこと等により、本基準の趣旨を踏まえた会計処理が望まれる。

9. 適用時期

- ・ 平成18 事業年度から適用

(以 上)

○国独法会計基準における独立採算型法人(業務)に関する考え方

報告書(「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」の設定及び「独立行政法人会計基準」の改訂について)(抄)

なお、「減損基準及び注解」は、国からの財源措置に依存した業務運営を行っておりその保有する固定資産について自己収入による投資額の回収が予定されていない独立行政法人を念頭に設定したものである。したがって、固定資産からキャッシュ・フローが生み出され、独立採算型等の運営が予定されている業務については、当該業務の性格及び環境等を総合的に判断し、企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用することが適切であると認められる場合には、主務省令においてその旨の定めを行うこと等により、本基準の趣旨を踏まえた会計処理が望まれることを特に付言しておく。

減損について企業会計原則を適用している独立行政法人の状況

	企業会計ベースの減損基準の導入目的	適用に際しての特徴的な点		運営費交付金が経常収益に占める割合
		グルーピング	会計処理	
独立行政法人 国立病院機構	対外的なPRと資産の 内部管理の両面から	赤字継続施設: 法人全体	独立行政法人会計基準第86特定償却資産に係る会計処理 ⇒減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された償却資産の減損については、損益計算書上費用計上せず、資本剰余金から控除して計上	6.6% (H17年度決算) (国期間債務(退職手当等)を除くと1.1%)
		再編等施設: 病院毎		
		遊休資産: 遊休資産		
独立行政法人 都市再生機構	独立採算型に近い収益構造であるため	基本的に団地毎等にグルーピング(法人全体で2000超)。	損益計算書上、費用計上(臨時損失)	0% (H18年度決算)

(注1)「赤字継続施設」とは、業務活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの施設をいう。

(注2)「再編等施設」とは、将来にわたって事業の大幅な縮小(全病床の半分以上の縮小)や廃止により資産を使用しないと決定した施設をいう。

(注3)「遊休資産」は、ここでは①使用しないと意思決定を行った資産、②廃止の意思決定を行った事業等に係る資産、③1年以上使用していないことを確認した資産を:

減損について企業会計原則を適用している独立行政法人の決算状況

(単位:億円)

独立行政法人国立病院機構

	18年3月期
経常収益	7,665
うち運営費交付金収益	508
うち補助金等収益	16
経常費用	7,629
うち減価償却費	625
経常利益	36
臨時利益	7
臨時損失	39
うち減損損失	0
当期純利益	3
当期総利益	3
資産の部	11,490
流動資産	2,248
固定資産	9,242
総資産	11,490
負債の部	8,974
流動負債	1,588
固定負債	7,386
資本の部	2,516
資本金	1,438
資本剰余金	1,091
繰越欠損金	▲ 12

独立行政法人都市再生機構

	19年3月期
経常収益	14,795
うち運営費交付金収益	0
うち政府補給金・補助金等収益	927
経常費用	13,506
うち減価償却費	745
経常利益	1,289
臨時利益	219
臨時損失	553
うち減損損失	553
当期純利益	956
当期総利益	956
資産の部	161,593
流動資産	27,759
固定資産	133,834
総資産	161,593
負債の部	157,170
流動負債	25,863
固定負債	131,307
資本	4,423
資本金	9,164
資本剰余金	215
繰越欠損金	▲ 4,956

(注) 両法人の公表資料をもとに、事務局において作成。

(注) 都市再生機構の政府補給金は、住宅政策の観点から良質な賃貸住宅を適正な家賃で供給するため、高金利時に一定の利率を上回って資金調達が行われた場合、国から支払われることとされていたもの(平成15年度以降新規に着手する賃貸住宅からは廃止。)

[参照条文]

○独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(抄)

(企業会計原則等)

第八条 機構の会計については、この省令に定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(以下「独立行政法人会計基準」という。)は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。ただし、平成十七年六月二十九日に設定された固定資産の減損に係る基準については、この限りでない。

○独立行政法人都市再生機構に関する省令(抄)

(会計の原則)

第八条 機構の会計については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(平成十七年六月二十九日に設定された固定資産の減損に係る基準を除く。第十条において「独立行政法人会計基準」という。)は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。